

平成31年3月5日

入庁時の所持品検査の実施等について（お知らせ）

東京地方・家庭裁判所立川支部

東京地方裁判所立川支部，東京家庭裁判所立川支部，立川簡易裁判所及び立川検察審査会の庁舎（以下「本庁舎」といいます。）においては，来庁者の皆様の安全確保のため，平成31年4月1日から，X線検査装置及びゲート式金属探知機等を用いて入庁時の所持品検査を実施します。これに伴い，一般来庁者の方には，入口を「北玄関」（市役所方向道路側）に限定します。混雑時には入庁まで時間を要する場合がありますので，本庁舎を御利用の際には，時間に余裕をもってお越しいただくようお願いいたします。

これに伴い，「南玄関」（駐車場側）は，一般来庁者の方には，出口としてのみ御利用いただくこととなります。駐車場を利用される場合でも，入庁される際は「北玄関」までお回りいただくこととなります（下図を御参照ください。）。

なお，駐車場の台数に限りがございますので，できる限り公共交通機関を御利用ください。

本庁舎を利用される皆様には，大変御不便をおかけすることとなりますが，御理解，御協力を賜りますようお願い申し上げます。

